



# 島根県報

令和7年3月21日（金）

号外第27号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【監査公表】

令和6年度財政的援助団体等監査の結果の公表	2
令和6年度包括外部監査の結果の公表	24

---

**監 査 委 員 公 表**

**島根県監査委員公表第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和6年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月21日

島根県監査委員 高 橋 雅 彦  
同 田 中 明 美  
同 山 口 和 志  
同 森 脇 俊 樹

**第1 監査の概要****1 財政的援助団体等監査の趣旨**

令和6年度の財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条第7項<sup>(注1)</sup>の規定に基づき、島根県監査基準に準拠し、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体、債務保証等をしている団体及び公の施設<sup>(注2)</sup>の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

**(注1)地方自治法第199条第7項**

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

**(注2)公の施設**

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等）。

**2 監査対象団体及び実施団体****(1) 監査対象団体**

監査対象団体は次のとおりである。

**ア 財政的援助団体**

- ① 県単独の制度により1千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び1千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

**イ 出資団体**

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

**ウ 債務保証、信託に係る団体**

県が債務保証又は信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

**エ 公の施設の指定管理者**

県が公の施設の管理を行わせているもの

令和6年度の監査対象団体は次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指定管理
		補助金等	貸付金	損失補償			
一般社団法人	7	7					
公益社団法人	4	3	1	1	2		
一般財団法人	2	2			1		1
公益財団法人	17	6	3	3	14		7

地方独立行政法人	1	1					
社会福祉法人	2	2					
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	11		1		3		7
その他	21	16	1	1	2	1	4
合 計 (注3)	94	66	6	5	22	1	19

(注3) 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

## (2) 監査実施団体

令和6年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の19団体を選定し監査を実施した。

	監査実施団体名	所管課	監査対象とした財政的援助等の内容
1	(公財) しまね女性センター	女性活躍推進課	出資・指定管理
2	(公財) ふるさと島根定住財団	しまね暮らし推進課 環境生活総務課 雇用政策課	補助金等・出資 補助金等 補助金等
3	隠岐空港利用促進協議会	交通対策課	補助金等
4	(公財) しまね国際センター	文化国際課	出資
5	(公財) 島根県スポーツ協会	スポーツ振興課	指定管理
6	NPO法人 国際交流フラワー21	産地支援課	指定管理
7	(公社) 島根県林業公社	林業課	補助金等・貸付金・ 損失補償・出資
8	(公財) ホンザキグリーン財団	水産課	指定管理
9	益田商工会議所	中小企業課	補助金等
10	大田商工会議所	中小企業課	補助金等
11	江津商工会議所	中小企業課	補助金等
12	安来市商工会	中小企業課	補助金等
13	飯南町商工会	中小企業課	補助金等
14	(公財) 島根県建設技術センター	土木総務課	出資
15	島根県土地開発公社	土木総務課 用地対策課 斐伊川神戸川対策課 管財課 企業立地課	出資 貸付金 貸付金 貸付金 補助金等・債務保証
16	島根県住宅供給公社	建築住宅課	出資
17	出雲空港ターミナルビル(株)	港湾空港課	出資
18	石見空港ターミナルビル(株)	港湾空港課	出資
19	(公財) 島根県暴力追放県民センター	組織犯罪対策課	出資

### 3 監査の実施方法等

#### (1) 実施方法

監査実施団体については原則として実地監査を行い、監査実施団体の所管課及び監査実施団体の一部については書面監査により行った。

#### (2) 対象年度

監査は原則として令和5年度を対象とし、必要に応じ令和6年度も対象とした。

#### (3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、債務保証をしている団体については、債務保証に関連する範囲とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

#### (4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、債務保証をしている団体については、債務保証の目的である成果が十分得られているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

#### (5) 監査実施年月日

監 査 実 施 団 体 名	監 査 実 施 年 月 日
(公財) しまね女性センター	令和6年11月 6日
(公財) ふるさと島根定住財団	令和6年11月 7日
隠岐空港利用促進協議会	令和6年10月31日
(公財) しまね国際センター	令和6年10月30日
(公財) 島根県スポーツ協会	令和6年10月24日
	令和6年10月28日
	令和6年11月 6日
NPO法人 国際交流フラワー21	令和6年11月11日
(公社) 島根県林業公社	令和6年11月 7日
(公財) ホシザキグリーン財団	令和6年11月11日
(公財) 島根県建設技術センター	令和6年11月 5日
島根県土地開発公社	令和6年11月 5日
島根県住宅供給公社	令和6年11月 5日
出雲空港ターミナルビル(株)	令和6年11月11日
石見空港ターミナルビル(株)	令和6年10月28日
(公財) 島根県暴力追放県民センター	令和6年10月24日

所管課及び上記以外の監査実施団体については、職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

#### (6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員 高 橋 雅 彦

監査委員 田 中 明 美

監査委員 山 口 和 志

監査委員 三 島 明

なお、地方自治法第199条の2の規定により、山口和志監査委員は島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社について監査を行っていない。

## 第2 監査の結果

### I 監査結果（総括）

監査実施団体の出納その他の事務の執行については、監査した限り、重要な点において、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、改善等を要する事項及び意見については、次のとおりである。

#### 1 改善等を要する事項

##### (1) 指摘事項<sup>(注4)</sup>（団体・所管課）

該当なし

##### (2) 指導事項<sup>(注5)</sup>（団体）（8件）

ア 契約事務が適当でないもの（1件）

イ 補助金に係る仕入控除税額の報告が適当でないもの（1件）

ウ 指定管理施設の維持管理業務における事業計画書の作成、事業の実施、事業実施の報告が適当でないもの（2件）

エ 指定管理施設の維持管理業務における事業実施の報告が適当でないもの（4件）

##### (3) 指示事項<sup>(注6)</sup>（所管課）（8件）

ア 補助金に係る仕入控除税額の報告の確認が適当でないもの（1件）

イ 指定管理施設の維持管理業務における仕様書の作成、事業計画書の確認、事業実施の確認が適当でないもの（2件）

ウ 指定管理施設の維持管理業務における事業計画書の確認及び事業実施の確認が適当でないもの（2件）

エ 指定管理施設の維持管理業務における事業実施の確認が適当でないもの（3件）

(注4)指摘事項 速やかに是正又は改善を要する事項で、公表することが相当と認められるもの。

(注5)指導事項 指摘事項には至らないが、該当の団体に対して文書によって指導し、是正を求めることが適当なもの。

(注6)指示事項 指摘事項には至らないが、該当の所管課に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの。

## 2 意見

監査全般を通じた意見は次のとおりである。

### (1) 指定管理者制度導入施設

平成16年度から始まった指定管理者制度は、令和6年4月1日現在で26施設に導入されている。今回監査を行った指定管理者制度導入施設は、下表の8施設であり、そのうち利用料金制<sup>(注7)</sup>を採用している施設は2施設である。

	施設	指定管理者	利用料金制
1	島根県立男女共同参画センター	(公財) しまね女性センター	
2	島根県立武道館		
3	島根県立石見武道館		

4	島根県立水泳プール	(公財) 島根県スポーツ協会	
5	島根県立体育館		
6	島根県立サッカー場		
7	島根県花ふれあい公園	NPO法人国際交流フラワー21	○
8	島根県立宍道湖自然館	(公財) ホンザキグリーン財団	○

(注7) **利用料金制** 公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる制度で、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなるとともに、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化が図られるもの。

#### ア 施設の適正な管理 【該当団体、該当所管課、人事課、管財課】

施設の維持管理業務については、県民が施設を安全に利用できるように、各手順を確実に実施し適正な管理を徹底することを、指定管理者と所管課に対して、昨年の監査意見で述べたところである。

しかしながら、今回行った4団体・8施設の監査においては、4団体・5施設で不適当な管理が行われていた。

所管課においては、仕様書の作成が適当でないものが2件、事業計画書の確認が適当でないものが4件、事業実施の確認が適当でないものが7件であった。

指定管理者においては、事業計画書の作成が適当でないものが2件、事業の実施が適当でないものが2件、事業実施の報告が適当でないものが6件であった。

今回も多くの不適当な管理事案が判明したことは、指定管理者と所管課の双方が、施設の維持管理業務に対する意識と取組を相当程度向上・改善する必要性を示している。

多くの県民が利用する施設の維持管理業務には万全を期す必要があることから、指定管理者制度における全ての維持管理業務において各手順等が適切に行われているかの点検等によって、県民が施設を安全に利用するための適正な管理を徹底されたい。

## II 監査結果（個別）

1	団体名	(公財) しまね女性センター	所管課	女性活躍推進課
---	-----	----------------	-----	---------

### 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成10年10月12日

#### (2) 設立目的

島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与する。

#### (3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円（県出資比率：89.2%）

### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

#### (1) 出資による事業

男女共同参画に関する普及・啓発事業、学習会及び研修会、情報収集及び提供事業、調査研究事業、相談事業並びに個人・グループ・団体等の活動支援など、男女共同参画社会実現のための事業を実施している。

#### (2) 公の施設の指定管理

##### ア 男女共同参画センター（あすてらす）（所在地 大田市）

##### ① 指定管理業務の内容

○施設及び設備の使用の承認に関する業務

○施設及び設備の使用に係る使用料の徴収及び還付に関する業務

○施設及び設備の維持管理に関する業務

○公益財団法人しまね女性センター、島根県西部県民センター県央事務所及び島根県女性相談センター西部分室の施設及び設備の維持管理に関する業務

② 指定期間 令和2年度～令和6年度

③ 指定管理料 110,108千円（令和5年度）

### 3 監査の結果

#### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

##### イ 現状等

男女共同参画センターは、情報ライブラリー等による啓発・広報活動や男女共同参画に関する学習研修機会の提供、あすてらすフェスティバルをはじめとする交流イベントの開催等を通じて施設の利用促進が図られている。

その結果、コロナ禍で激減していた施設利用者数は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う対面研修の増加等により令和5年度は回復傾向にあるが、オンライン研修の普及拡大等によりコロナ前の水準には戻っていない。

##### ウ 意見

##### 施設の利用促進

情報ライブラリーによる啓発・広報活動、学習研修機会の提供、交流イベント等の開催や、イベント時の駐車場の確保等により、施設の利用促進に引き続き努められたい。

#### (2) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

##### イ 意見

##### 施設の利用促進

団体に対する意見で述べたように、施設の利用促進が図られるよう、団体と連携し取り組まれたい。

2	団体名	(公財)ふるさと島根定住財団	所管課	しまね暮らし推進課 環境生活総務課 雇用政策課
---	-----	----------------	-----	-------------------------------

#### 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年9月3日

#### (2) 設立目的

活力と魅力ある地域づくりを推進するとともに、若年者の就職支援対策等を重点的に実施することにより、新規学校卒業者を中心とする若年層の県内就職と県外からのUターン・Iターンの促進を図り、本県における人口定住に寄与する。

#### (3) 県の出資状況

出資金額 417,000千円（県出資比率：100%）

#### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

##### (1) 出資による事業

「若年者の県内就職促進」のため、情報提供、キャリア形成支援、企業理解の場の創出等に係る事業を実施して

いる。「県外からのUターン・Iターン促進」のため、定住総合情報の提供やUターン・Iターン希望者等の受入等を強化する事業を実施している。また、「活力と魅力ある地域づくり促進」のため、地域の活性化を担う人々等の連携支援等に係る事業を実施している。

## (2) 補助金

### ア ふるさと島根定住支援補助金（Uターン・Iターン支援分、地域づくり活動支援分）

#### ① 内容

県外からのUターン・Iターンの促進や活力と魅力ある地域づくりの促進のための事業に要する経費を補助する。

#### ② 補助金額 441,961千円

### イ ふるさと島根定住支援補助金（NPO支援分）

#### ① 内容

社会貢献活動の促進のための事業に要する経費を補助する。

#### ② 補助金額 11,566千円

### ウ ふるさと島根定住支援補助金（県内就職支援分）

#### ① 内容

若年者の県内就職の促進のための事業に要する経費を補助する。

#### ② 補助金額 157,105千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### イ 現状等

「若年者の県内就職の促進」、「県外からのUターン・Iターンの促進」、「活力と魅力ある地域づくりの促進」の3つを柱として定住政策に取り組んでいる。

「若年者の県内就職の促進」については、高校等の卒業生を対象とした「しまね登録」の登録者に対するLINEによる情報提供、個別のキャリア相談・就職活動支援のための「ジョブカフェしまね」の運営、県内企業へのインターンシップや企業ガイダンスの開催などに力を入れており、県外大学生の推定県内就職率は近年約30%程度となっている。

「県外からのUターン・Iターンの促進」については、求人情報等の提供、相談、無料職業紹介、農林水産業等の産業体験等による移住・定住の支援などを行っている。また、首都圏の実態に即した効果的な取組を促進するため、東京拠点の設置・運営と併せてふるさと回帰支援センターにも島根県の相談ブースを設置している。

「活力と魅力ある地域づくりの促進」については、関係人口の拡大に向けてポータルサイト「しまっち！」を軸としたマッチング支援、連続講座「しまコトアカデミー」の開催、「しまね田舎ツーリズム」による体験機会の提供などを行っている。

#### ウ 意見

##### 定住政策の促進

人口減少対策として、定住政策は引き続き重要である。これまでの様々な取組の結果を検証し、県、市町村、関係機関と連携して、県内就職・移住希望者等のニーズに応じた効果的な施策を展開し、県内就職者やUターン・Iターン者の増加及び活力と魅力ある地域づくりを通して、引き続き定住政策の推進に取り組まれない。

### (2) 所管課（しまね暮らし推進課）

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 意見

## 定住政策の促進

団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、Uターン・Iターンの促進などによる定住政策の一層の推進に引き続き取り組まれない。

## (3) 所管課（環境生活総務課）

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 意見

## 定住政策の促進

団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、社会貢献活動の促進などによる定住政策の一層の推進に引き続き取り組まれない。

## (4) 所管課（雇用政策課）

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 意見

## 定住政策の促進

団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、若年者の県内就職の促進などによる定住政策の一層の推進に引き続き取り組まれない。

3	団体名	隠岐空港利用促進協議会	所管課	交通対策課
---	-----	-------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成12年9月11日

## (2) 設立目的

隠岐地域発展のため、空港の利用拡大を促進し、豊かで住みよい郷土づくりを図る。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

## (1) 補助金

## ア 島根県空港利用促進事業費補助金

## ① 内容

隠岐空港の利用促進事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 10,784千円

## 3 監査の結果

## (1) 団体

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 現状等

生活路線としての島民の利便性向上と観光を主とした対策の実施により離島航空路線の維持・確保に努めている。

また、助成事業を活用した独自ツアー商品の造成などによって利用実績の確保を図るとともに、航空会社への要望活動に取り組んでいる。

その結果、令和5年度の搭乗率は、隠岐出雲便が74.0%（目標70%）、隠岐大阪便が67.1%（目標65%）、夏季大型便が68.7%（目標70%）となったほか、東京直行チャーター便が2往復4便運航された。

## ウ 意見

## 隠岐空港の利用促進

Web会議普及等の環境変化による利用者の減少が考えられるため、新たな需要創出や利便性の向上による利用者の増加を引き続き図っていく必要がある。

については、観光振興施策等と連携した取組を効果的に展開し、安定的な利用の確保に引き続き努められたい。

また、隠岐路線の維持・拡大及び利用者の利便性向上のため、出雲便の複便化、夏季大阪便の複便化、東京直行チャーター便の運航などの要望活動についても、引き続き取り組まれたい。

## (2) 所管課

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 意見

## 隠岐空港の利用促進

団体に対する意見で述べたように、観光振興施策等と連携し、安定的な利用の確保に引き続き努められたい。

4	団体名	(公財)しまね国際センター	所管課	文化国際課
---	-----	---------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成元年11月1日

## (2) 設立目的

多文化共生の地域づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、地域の活性化と国際化に寄与する。

## (3) 県の出資状況

出資金額 1,012,500千円(県出資比率:78.6%)

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

## (1) 出資による事業

交流・場づくり、担い手育成、相談・支援、協働推進・助成顕彰、広報・啓発事業などを実施している。

## 3 監査の結果

## (1) 団体

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 現状等

県内における外国人住民の増加に伴う相談件数の増加に加え、相談内容についても、外国人住民の定住化等により医療、福祉、雇用、教育など多様化・複雑化していることから、相談員の確保・スキルアップや対応言語数の拡充などが求められている。

## ウ 意見

## 相談業務の円滑な実施

増加・多様化する外国人住民の相談業務に適切に対応するため、相談員の確保・スキルアップ、蓄積されたノウハウの継承、関係機関との緊密な連携が重要になっている。

については、所管課と十分に協議・検討され、相談業務の円滑な実施に引き続き努められたい。

## (2) 所管課

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 意見

### 相談業務の円滑な実施に対する支援

団体に対する意見で述べたように、増加・多様化する外国人住民の相談業務に適切に対応するため、団体と十分に協議・検討され、相談業務の円滑な実施に引き続き努められたい。

5	団体名	(公財) 島根県スポーツ協会	所管課	スポーツ振興課
---	-----	----------------	-----	---------

#### 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和46年3月24日

#### (2) 設立目的

スポーツの振興に関する事業を行い、県民の体力向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発達に寄与する。

#### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

##### (1) 公の施設の指定管理

ア 武道館（所在地 松江市）

イ 石見武道館（所在地 浜田市）

ウ 水泳プール（所在地 松江市）

エ 体育館（所在地 浜田市）

オ サッカー場（所在地 益田市）

##### ① 指定管理業務の内容

○施設の使用許可及び使用料の徴収に関する業務

○施設の維持管理に関する業務

○施設を利用したスポーツの普及振興に関する業務

② 指定期間 令和2年度～令和9年度

③ 指定管理料 387,315千円（令和5年度）

#### 3 監査の結果

##### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

##### (2) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

##### イ 意見

##### 指定管理施設の老朽化対策

各施設は総じて老朽化が進んでおり、令和12年度に島根県で開催予定の第84回国民スポーツ大会や第29回全国障害者スポーツ大会に出場する選手はもとより、一般の利用者にとっても必ずしも十分でない環境の施設が見受けられる。

ついては、団体及び関係機関と連携して施設の改修等を計画的に進め、各種大会の成功に向けて、引き続き取り組みられたい。

6	団体名	NPO法人国際交流フラワー21	所管課	産地支援課
---	-----	-----------------	-----	-------

#### 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成15年7月4日

#### (2) 主な事業内容

花と緑を通じた環境保全、美化推進に係る活動を行うとともに、他地域からの来訪者との交流活動、子どもの健全育成、福祉増進等に関する事業を行い、花と緑を通じた潤い、活力あるまちづくりに寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 公の施設の指定管理

#### ア 花ふれあい公園（しまね花の郷）（所在地 出雲市）

##### ① 指定管理業務の内容

- 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 花きに親しむ機会の提供に関する業務
- 公園の利用の促進に関する業務
- 観覧料の徴収に関する業務・有料施設等の使用の許可に関する業務

② 指定期間 令和4年度～令和8年度

③ 指定管理料 89,167千円（令和5年度）

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### イ 現状等

花ふれあい公園は、島根の花情報発信拠点、普及啓発拠点として令和元年度には78,856人の入園者があったが、新型コロナウイルス感染症の流行により令和2年度の入園者数は43,665人まで減少し、令和3年度は62,714人、令和4年度は66,886人、令和5年度は61,758人となった。

#### ウ 意見

##### 施設の利用促進

島根県産花きを中心とした展示やイベントの開催や山陰・山陽地区へのPR活動などにより、入園者の拡大に引き続き努められたい。

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### イ 意見

##### 施設の利用促進

団体に対する意見で述べたように、入園者の拡大のため、団体と連携して取り組まれたい。

7	団体名	(公社) 島根県林業公社	所管課	林業課
---	-----	--------------	-----	-----

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和40年6月16日

### (2) 設立目的

造林・育林等林業に関する事業及び林業労働力の確保の促進に関する事業を行うことにより、森林資源の培養と森林の多面的機能の維持増進を図り、もって国土の保全と農山村経済の振興、住民の福祉向上に寄与する。

### (3) 県の出資状況

出資金額 225,000千円（県出資比率：50%）

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資による事業

造林・育林及び伐採に関する事業、分収造林及び分収育林の促進に関する事業及び林業労働者の確保・育成に関

する事業などを行っている。

## (2) 補助金

### ア 島根県林業公社不成績林等処理対策事業補助金

#### ① 内容

松くい虫被害等により不成績林化した造林地の債務を処理するため、該当地を分収契約から除外する手続に要する経費及び該当地に係る日本政策金融公庫借入金の繰上げ償還に要する経費を補助する。

② 補助金額 39,600千円

### イ 意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業費補助金

#### ① 内容

事業拡大と経営安定に向けた目標を掲げ、就業者の増員や高性能林業機械の導入などに積極的に取り組み、高い収益性を確保して、長期的に健全な林業経営を実行できる能力を有する「意欲と能力のある林業経営者」の育成・強化を行うため、林業経営者が経営体質強化に要する活動経費を補助する。

② 補助金額 63,652千円

### ウ 島根林業労働力確保支援補助金

#### ① 内容

林業労働力確保支援センターの活動の円滑な推進を促し、本県における林業就業者の確保と定着を図るため、センターを設置する公社の事業費等を補助する。

② 補助金額 42,817千円

## (3) 貸付金

### ア 島根県林業公社事業資金

#### ① 内容

公社が行う分収造林事業の実施等に要する資金を貸し付ける。

#### ② 貸付金額

令和4年度末残高	39,190,530千円
令和5年度貸付額	806,165千円
令和5年度返済額	24,462千円
令和5年度末残高	39,972,233千円

### イ 林業就業促進資金

#### ① 内容

新たに林業に就業しようとする者を対象として、就業の準備に必要な資金の貸付事業を行う公社に対し、必要な資金を貸し付ける。

#### ② 貸付金額

令和4年度末残高	103,495千円
令和5年度貸付額	47,800千円
令和5年度返済額	44,984千円
令和5年度償還免除額	6,457千円
令和5年度末残高	99,854千円

## (4) 損失補償

#### ① 内容

公社が分収造林事業の実施等に充てるため日本政策金融公庫等から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

② 令和5年度末損失補償債務残高 15,020,890千円

### 3 監査の結果

#### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

##### イ 現状等

地域林業の発展と環境保全の両立、林業経営モデルの確立を基本方針として令和元年度に策定された「第5次経営計画」は、令和3年6月の一部見直しにより、88億円程度の収支改善がなされる見込みとなった。

令和5年度末現在の分収造林事業<sup>(※1)</sup>の借入金残高は約550億円であり、経営改善策を実施しても事業終了時点と予定されている令和65年度においてなお202億円程度の債務が残る試算となっており、残る債務は、ほぼ全額が県からの借入金である。

##### ウ 意見

##### 第5次島根県林業公社経営計画の着実な実行

上記の厳しい現状を重く受け止め、「第5次経営計画」を県及び市町と連携しながら着実に実施するとともに、必要に応じて適宜見直しを図るなど収支改善の強化に向けた取組をより一層進められたい。

#### (2) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

##### イ 意見

##### 第5次島根県林業公社経営計画の着実な実行

団体に対する意見で述べたように、「第5次経営計画」を団体と一体となって着実に実施するとともに、必要に応じて適宜見直しを図るなど収支改善の強化に向けた取組をより一層進められたい。

また、団体の経営が将来にわたって安定的に継続できるよう、国土保全など重要な公益的機能を果たしている分収造林事業に係る財政支援の充実強化等を、他の都道府県等と連携して、引き続き国に働きかけられたい。

##### (※1) 分収造林事業

①森林の土地所有者、②森林の植栽・保育・管理を行う造林者(市町村)、③森林造成に必要な費用を負担する費用負担者(公社)の3者が共同で森林の造成を行う契約を締結し、伐採時に収益を一定の割合(分収割合)で分け合うもの。

8	団体名	(公財) ホシザキグリーン財団	所管課	水産課
---	-----	-----------------	-----	-----

#### 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成2年5月30日

#### (2) 主な事業内容

野生動植物の保護繁殖に関する事業及びこれに資するための関連事業を実施し、もって人と自然の調和した自然環境の保全に寄与する。

#### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

##### (1) 公の施設の指定管理

##### ア 島根県立宍道湖自然館(ゴビウス)(所在地 出雲市)

##### ① 指定管理業務の内容

○宍道湖自然館の施設及び設備の維持管理に関する業務

○水生生物の飼育、汽水・淡水域に生息する生物及びこれに関するものの展示及び調査研究並びに自然の大切さを学習する機会の提供に関する業務

○観覧料に関する業務

- ② 指定期間 令和5年度～令和12年度  
 ③ 指定管理料 147,675千円(令和5年度)

### 3 監査の結果

#### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### (2) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

9	団体名	益田商工会議所	所管課	中小企業課
---	-----	---------	-----	-------

#### 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和27年4月14日

#### (2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

#### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

#### (1) 補助金

##### ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

##### ① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 45,196千円

#### 3 監査の結果

#### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### (2) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

10	団体名	大田商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

#### 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和30年6月1日

#### (2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

#### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

#### (1) 補助金

##### ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

##### ① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指

導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 42,411千円

### 3 監査の結果

#### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### (2) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

11	団体名	江津商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

#### 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年5月14日

#### (2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

#### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

#### (1) 補助金

##### ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

##### ① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 35,383千円

### 3 監査の結果

#### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### (2) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

12	団体名	安来市商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

#### 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成18年4月1日  
(広瀬町、伯太町の各商工会が合併)

#### (2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

#### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

#### (1) 補助金

##### ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

##### ① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 37,836千円

### 3 監査の結果

#### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### (2) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

13	団体名	飯南町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

#### 1 団体の概要

##### (1) 設立時期

平成19年4月1日

(頓原町、赤来町の各商工会が合併)

##### (2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

#### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

##### (1) 補助金

##### ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

##### ① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 26,911千円

#### 3 監査の結果

#### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### (2) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

14	団体名	(公財) 島根県建設技術センター	所管課	土木総務課
----	-----	------------------	-----	-------

#### 1 団体の概要

##### (1) 設立時期

平成8年3月25日

##### (2) 設立目的

島根県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、公共工事に関わる建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備を推進し、県民の福祉の向上に寄与する。

##### (3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円 (県出資比率: 100%)

#### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

## (1) 出資による事業

建設技術に関する研修・講習・指導、公共建設工事に関する調査・設計・技術審査・積算・施工監理及び検査業務の受託並びに地方公共団体への技術的支援等に関する事業を実施している。

## 3 監査の結果

## (1) 団体

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 現状等

「良質な社会資本の整備を推進し、県民の福祉の向上に寄与する」という目的のもと、県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行の支援、公共事業に携わる技術者の資質の向上、公共土木施設維持管理を3つの柱として事業に取り組んでおり、特に人材が不足している市町村への技術的支援を積極的に行っている。

建設事業の適正かつ効率的な執行の支援については、建設工事に関する設計書作成・施工監理業務の受託、災害等緊急時の工法、設計・積算等の技術支援や「何でも相談窓口（ヘルプデスク）」による公共事業についての市町村からの相談対応などの事業を行っている。

公共事業に携わる技術者の資質の向上については、団体主催の研修のほか、県からの受託、他団体との共催研修のほか、市町村職員の派遣受入事業も行っている。

公共土木施設維持管理については、島根県公共土木施設維持管理システムの管理や県、市町村の公共土木施設の点検・診断等についての指導・助言を行っている。

このような取組を行っているものの、県内には技術職員の人材不足・経験不足・指導者不足などにより技術力が十分でない市町村が多く、団体の技術支援へのニーズは高い。

## ウ 意見

## 市町村に対する支援

技術力が十分でない市町村に対する支援について、県と連携して引き続き行われたい。

## (2) 所管課

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 意見

## 市町村に対する支援

団体に対する意見で述べたように、技術力が十分でない市町村に対する支援について、団体と連携して取り組まれない。

15	団体名	島根県土地開発公社	所管課	土木総務課 用地対策課 斐伊川神戸川対策課 管財課 企業立地課
----	-----	-----------	-----	---

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年4月1日

## (2) 設立目的

公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

## (3) 県の出資状況

出資金額 30,000千円（県出資比率：100%）

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

## (1) 出資による事業

公共用地・公用地等の取得・管理及び処分、住宅用地・工業用地等の造成、県等からの委託に基づく土地の取得のあっせん・調査及び測量などの事業を実施している。

## (2) 補助金

## ア 益田拠点工業団地造成事業費補助金

## ① 内容

益田拠点工業団地の分譲促進を目的として、分譲単価を維持するために係る経費を補助する。

## ② 補助金額 28,005千円

## (3) 貸付金

## ア 島根県土木部単独用地先行取得資金貸付金

## ① 内容

土木部が施行する公共事業に必要な用地の先行取得を行うために必要な資金及び先行調査に必要な資金を貸し付ける。

## ② 貸付金額

令和4年度末残高	0千円
令和5年度貸付額	300,000千円
令和5年度返済額	300,000千円
令和5年度末残高	0千円

## イ 斐伊川放水路関連事業残土処理用地取得資金貸付金

## ① 内容

国土交通省が施行する斐伊川放水路事業に必要な残土処理用地の先行取得を行うために必要な資金を貸し付ける。

## ② 貸付金額

令和4年度末残高	0千円
令和5年度貸付額	402,539千円
令和5年度返済額	402,539千円
令和5年度末残高	0千円

## ウ 益田拠点工業団地造成事業費貸付金

## ① 内容

益田拠点工業団地の造成（分譲）事業を行うために必要な資金を島根県土地開発基金から貸し付ける。

## ② 貸付金額

令和4年度末残高	0千円
令和5年度貸付額	3,872,151千円
令和5年度返済額	3,872,151千円
令和5年度末残高	0千円

## (4) 債務保証

## ア ソフトビジネスパーク島根整備事業に係る債務保証

## ① 内容

ソフトビジネスパーク島根整備事業の借入金に対して債務保証を行う。

② 令和5年度末債務保証債務残高 3,074,437千円

### 3 監査の結果

#### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### (2) 所管課（土木総務課）

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### (3) 所管課（用地対策課）

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### (4) 所管課（斐伊川神戸川対策課）

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### (5) 所管課（管財課）

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### (6) 所管課（企業立地課）

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

16	団体名	島根県住宅供給公社	所管課	建築住宅課
----	-----	-----------	-----	-------

### 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和28年6月22日

#### (2) 設立目的

住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

#### (3) 県の出資状況

出資金額 10,000千円（県出資比率：100%）

### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

#### (1) 出資による事業

住宅の積立分譲、住宅の建設・賃貸その他の管理及び譲渡、住宅の用に供する宅地の造成・賃貸その他の管理及び譲渡並びに公営住宅法に基づき、事業主体に代わって公営住宅又は共同施設を管理する事業などを実施している。

### 3 監査の結果

#### (1) 団体

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### (2) 所管課

##### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

17	団体名	出雲空港ターミナルビル（株）	所管課	港湾空港課
----	-----	----------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和55年6月20日

## (2) 設立目的

空港ターミナルビルの維持管理及び貸室・附帯施設の賃貸を行う。

## (3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円（県出資比率：30.3%）

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

## (1) 出資による事業

空港ターミナルビルの貸室及び広告宣伝、空港の旅客送迎施設管理などを行っている。

## 3 監査の結果

## (1) 団体

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## (2) 所管課

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

18	団体名	石見空港ターミナルビル（株）	所管課	港湾空港課
----	-----	----------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年9月5日

## (2) 設立目的

空港ターミナルビルの維持管理及び貸室・附帯施設の賃貸を行う。

## (3) 県の出資状況

出資金額 144,000千円（県出資比率：30.3%）

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

## (1) 出資による事業

空港ターミナルビルの貸室及び広告宣伝、売店・レストランの経営などを行っている。

## 3 監査の結果

## (1) 団体

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## (2) 所管課

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

19	団体名	(公財)島根県暴力追放県民センター	所管課	組織犯罪対策課
----	-----	-------------------	-----	---------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年5月11日

## (2) 設立目的

県民の総意を結集して、暴力追放活動を強力かつ恒常的に推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により暴力団を追放し、もって「安全な暮らしの確保」の実現に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 300,000千円（県出資比率：70%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業

暴力相談・救済、広報啓発、組織活動支援、研修事業などを実施している。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

**島根県監査委員公表第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、令和7年3月10日に包括外部監査人中井洋輔氏から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により別冊のとおり公表する。

令和7年3月21日

島根県監査委員	高 橋 雅 彦
同	田 中 明 美
同	山 口 和 志
同	森 脇 俊 樹